

毎月10日は



# 横断歩道の日

GIVE WAY TO PEDESTRIANS

横断歩道は  
歩行者  
優先!



「横断歩道における歩行者優先」は交通ルールです。

横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合、車両は必ず止まらなければいけません。

違反した場合は、普通車であれば、反則金9千円、違反点2点が課されます。

歩行者は

道路を横断するときは  
横断歩道を渡ろう!

横断前はもちろん、横断途中にも左右を確認しましょう。



特に  
左から来る  
車両に注意!

愛知県では

「ハンド・アップ運動」  
を推進しています!

歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法を提唱するもの。



愛知県警では

横断歩行者等妨害等違反の  
指導取締り強化中!

反則金

大型・中型・準中型	1万2千円
普通車	9千円
二輪車	7千円
原付	6千円

※ 昨年まで「横断歩道の日」を毎月11日としていましたが、2023年からは毎月10日に変更となりました。